

補助者無し目視外飛行申請への対応方針

目視外飛行において補助者を配置せずに飛行させるための申請への対応について、当面の間は以下の通り対応すること。

以下の事項を遵守させることとし、飛行マニュアルに記載させるものとする。

①周辺の場外離着陸場、滑空飛行場を利用する運航者及び最低安全高度以下の飛行を行う運航者（関係機関）に対して

- ・連絡時期：飛行前（飛行計画策定時～飛行直前）
- ・実施内容：あらかじめ周辺を飛行しうる関係機関に関する情報をできる限り収集し、飛行前に当該関係機関に対して無人航空機の飛行予定を電話等で連絡するとともに、当該関係機関の航空機の飛行日時・経路等を確認の上、航空機との接近のリスクがある場合は無人航空機の飛行の中止又は飛行計画の変更等の安全措置を講じる。
無人航空機の運航者は飛行を予定する日時において、飛行の有無にかかわらず、常に関係機関と連絡が取れる体制を確保する。

②緊急的な運航が予想される航空機の運航者（ドクターヘリの運航者、警察、消防機関など）に対して

- ・連絡時期：飛行前（飛行計画策定時～飛行直前）
- ・実施内容：無人航空機の飛行日時・場所をメール等で連絡するとともに、航空機の飛行が予定され、それに係る安全に影響を及ぼす可能性がある場合は、無人航空機を飛行させる者へ連絡するよう依頼する。
無人航空機の運航者は飛行を予定する日時において、飛行の有無にかかわらず、常に関係機関と連絡が取れる体制を確保し、当該連絡を受けた際には、飛行の中止又は飛行計画の変更等の安全措置を講じる。

③航空機の運航者が所属する団体（有人機団体）に対して

- ・連絡時期：初回飛行の少なくとも1週間前
- ・実施内容：航空局から受領した有人機団体のリストを用いて無人航空機の飛行日時、飛行経路、飛行高度、機体数、機体諸元（機体の種類、色等）、問い合わせ先をメールにて連絡する。
併せて、飛行経路を図示した地図や飛行日時その他飛行に関する情報をインターネット等により公表し、同メールにて当該情報取得先についても連絡する。

④航空情報の発行手続きについて

- ・連絡時期：飛行予定日の1開庁日前
- ・実施内容：あらかじめ地方航空局と調整した方法により、飛行日時、飛行経路、飛行高度（上限及び下限）、機体数、機体諸元及び問い合わせ先を地方航空局へ通知する。